

○米子市心身障害者福祉センター条例

平成17年3月31日条例第132号

改正

平成17年7月25日条例第213号

平成19年3月28日条例第3号

平成24年3月28日条例第3号

米子市心身障害者福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、米子市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身障害者の福祉の増進を図るため、米子市心身障害者福祉センターを次のとおり設置する。

名称	位置
米子市心身障害者福祉センター	米子市皆生新田二丁目10番1号

(事業)

第3条 米子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活訓練及び社会適応訓練に関すること。
- (2) 創作、軽作業等の技術援助及び指導に関すること。
- (3) 家族、ボランティア等に対する介護技術の指導に関すること。
- (4) 更生のための相談、指導及び助言に関すること。
- (5) スポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。
- (6) 心身障害者関係福祉団体に対する指導及び助言並び各種会合等に必要な便宜の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、心身障害者の福祉の増進を図るため必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、グループ活動、講習会等の目的に利用するときは、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の開館時間は、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用者の範囲)

第6条 センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 心身障害者
- (2) ボランティアで市長の登録を受けた者
- (3) 心身障害者関係福祉団体で市長の登録を受けたもの
- (4) 心身障害者の介護者その他市長が特に必要があると認めた者

(登録)

第7条 市長は、次に掲げる者が登録の申請した場合において必要があると認めたときは、これを登録し、登録済証を交付するものとする。

- (1) 心身障害者のうち身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた手帳をいう。以下同じ。）又は療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）により交付を受けた手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けていないもの
- (2) ボランティア

(3) 心身障害者関係福祉団体

(登録事項の変更)

第8条 前条の規定により登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに、市長に申請し、当該変更に係る事項について登録を受けなければならない。

(使用許可)

第9条 センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は第7条の登録済証を提示して、市長の許可を受けなければならない。

2 グループ活動、講習会等のため、センターの全部又は一部を専用使用しようとする者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項、前項（第18条第2項において準用する場合を含む。）、第11条並びに第18条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(特別設備等の制限)

第11条 第9条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又はセンターの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくはセンターの設備に変更を加え、又はセンターに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可等の取消し等)

第13条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用許可等を受けた者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、センターの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 第9条第4項の条件に違反したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第14条 センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第15条 使用者及び利用者は、センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第13条第2項の規定により使用許可等を取り消され、センターの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はセンターからの退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者及び利用者は、センターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、

直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第17条 使用者及び利用者は、センターにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第18条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第9条第3項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(運営委員会)

第19条 センターの事業に関する基本計画を協議するため、米子市心身障害者福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 第6条各号に掲げる者の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第20条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 心身障害者の福祉の増進を図るため必要と認められる事業の企画及び実施に関すること。
- (2) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による開館時間及び休館日の変更)

第21条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第4条第1項に規定する開館時間及び第5条に規定する休館日を変更することができる。

(指定管理者による登録及び使用許可等)

第22条 指定管理者は、その業務として第7条の規定による登録及び使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第6条から第11条まで、第13条及び第18条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(登録に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に旧米子市心身障害者福祉センター条例（昭和58年米子市条例第7号。以下「旧条例」という。）第6条の規定によりセンターを使用することができる者として登録を受けている者は、第7条の規定により登録を受けたものとみなし、その者が旧条例第6条の規定により交付を受けた登録済証は、第7条の規定により交付された登録済証とみなす。

附 則（平成17年7月25日条例第213号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（米子市心身障害者福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第14条の規定による改正後の米子市心身障害者福祉センター条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第10条第4号の規定は、施行日以後における米子市心身障害者福祉センター（以下この項において「センター」という。）の施設、設備若しくは器具の使用又はセンターにおける改正後の条例第18条第1項各号に掲げる行為に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

2 改正後の条例第13条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第14条の規定による改正前の米子市心身障害者福祉センター条例第9条第1項若しくは第2項又は第18条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

○米子市心身障害者福祉センター条例施行規則

平成17年3月31日規則第98号

改正

平成17年7月25日規則第172号

平成19年3月28日規則第16号

米子市心身障害者福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市心身障害者福祉センター条例（平成17年米子市条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の登録)

第2条 条例第7条の登録を受けようとする者は、心身障害者福祉センター使用者登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録済証)

第3条 条例第7条の登録済証（以下「登録済証」という。）の様式は、別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 登録済証の有効期間は、発行の日から1年とする。

3 登録済証の交付を受けた者は、登録済証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録事項の変更の申請)

第4条 条例第8条の規定による申請は、心身障害者福祉センター登録事項変更申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、登録済証を添付しなければならない。

(許可の申請)

第5条 条例第9条第2項若しくは第3項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）、条例第11条又は条例第18条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、心身障害者福祉センター専用使用（変更）許可申請書（別記様式第3号）、心身障害者福祉センター特別設備等（変更）許可申請書（別記様式第4号）又は心身障害者福祉センター内制限行為（変更）許可申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第6条 市長は、使用許可等をしたときは、心身障害者福祉センター専用使用（変更）許可書（別記様式第3号）、心身障害者福祉センター特別設備等（変更）許可書（別記様式第4号）又は心身障害者福祉センター内制限行為（変更）許可書（別記様式第5号）を申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第7条 条例第13条第1項の規定による届出は、心身障害者福祉センター専用使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第6号）又は心身障害者福祉センター内制限行為取消届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第8条 条例第17条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第9条第4項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。
- (4) 米子市心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) センターの施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) センターの施設等の使用又は利用に係る事項の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

(運営委員会の組織)

第9条 米子市心身障害者福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第10条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月25日規則第172号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条、第4条関係）

米子市心身障害者福祉センター使用者登録（登録事項変更）申請書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

代表者 氏名

（電話番号）

次のとおり、センターの使用について、登録（登録事項変更）を申請します。

ふりがな 氏名		男・女　年　月　日生（歳）
住　所		（電話番号）
	（変更後）	（電話番号）
申請区分	新規・変更（No.　　）	
備　考		
登録済証交付年月日　　年　月　日　No.		

No. _____

まで有効

米子市心身障害者福祉センター
登録済証

氏名	
住所	

年 月 日交付

米子市長

印

(裏面)

注意

- 1 この登録済証は、本人に限り使用できます。
- 2 入館の際は、必ず受付に提示してください。
- 3 この登録済証を汚損したり、紛失したり、又はこの登録済証の記載事項に変更があったときは、すぐに申し出てください。
- 4 有効期間が過ぎたら、改めて申し込んでください。
- 5 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりです。
 開館時間 午前9時から午後6時まで
 休館日
 - (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

米子市心身障害者福祉センター専用使用（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
代表者 氏名
(電話番号)

次のとおり、センターの専用使用（変更）許可を申請します。

使　用　目　的								
使　用　日　時	年　月　日	午前・午後	時	分から	年　月　日	午前・午後	時	分まで
使　用　室　名								
使用する附属設備 及　び　器　具								
人　　員								
会　場	連　絡　先	(電話番号)						
責任者	氏　名							

米子市心身障害者福祉センター専用使用（変更）許可書

上記の申請について、使用（変更）を許可します。

年　月　日

米子市長　　印

許　可　条　件	
---------	--

[教示文記載]

米子市心身障害者福祉センター特別設備等（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
代表者 氏名
(電話番号)

次のとおり、センターの特別設備等の（変更）許可を申請します。

使　用　目　的								
使　用　日　時	年	月	日	午前・午後	時	分から		
	年	月	日	午前・午後	時	分まで		
使　用　室　名								
特別の設備・器具 の持込みの内容	(図面を添付してください。)							

米子市心身障害者福祉センター特別設備等（変更）許可書

上記の申請について、特別設備等を（変更）許可します。

年　月　日

米子市長　　印

許　可　条　件								
〔教示文記載〕								

米子市心身障害者福祉センター内制限行為（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地
申請者　氏名又は団体名
代表者　氏名
(電話番号)

次のとおり、米子市心身障害者福祉センター内における制限行為（変更）の許可を申請します。

行為の目的 (行為の名称)							
行為の種別							
行為の日時	年	月	日	午前・午後	時	分から	
	年	月	日	午前・午後	時	分まで	
行為の場所							
会場責任者	住 所						
	氏 名	(電話番号)					
行為の内容							

米子市心身障害者福祉センター内制限行為（変更）許可書

上記の申請について、使用（変更）を許可します。

年　月　日

米子市長　　印

許可条件							
〔教示文記載〕							

様式第6号（第7条関係）

米子市心身障害者福祉センター専用使用（特別設備等）取消届出書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地
届出者 氏名又は団体名
代 表 者 氏 名
(電話番号)

次のとおり、センターの専用使用（特別設備等）を取り消したいので届け出ます。

使 用 目 的														
使 用 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分	から	年	月	日	午前・午後	時	分	まで
使 用 室 名														
使 用 を 取 り 消 す 理 由														
取 り 消 す 特 別 設 備 等 の 内 容														

米子市心身障害者福祉センター内制限行為取消届出書

年　月　日

米子市長　　様

住所又は所在地
 届出者 氏名又は団体名
 代表者 氏名
 (電話番号)

次のとおり、米子市心身障害者福祉センター内における制限行為を取り消したい
ので、届け出ます。

行為の目的 (行為の名称)							
行為の種別							
行為の日時	年	月	日	午前・午後	時	分から	
	年	月	日	午前・午後	時	分まで	
行為の場所							
会場責任者	住 所						
	氏 名	(電話番号)					
行為の内容							

○米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例

平成17年3月31日条例第133号

改正

平成17年7月25日条例第213号
平成19年3月28日条例第3号
平成19年3月28日条例第19号
平成24年3月28日条例第3号
平成25年3月28日条例第11号
平成25年12月25日条例第38号
平成31年3月28日条例第2号

米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、障害のある勤労者教養文化体育施設の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害をいう。以下同じ。）のある勤労者（勤労者ではないが、勤労の意欲を有する者を含む。以下同じ。）の福祉の増進を図るため、障害のある勤労者教養文化体育施設を次のとおり設置する。

名称	位置
米子サン・アビリティーズ	米子市皆生三丁目16番20号

(事業)

第3条 米子サン・アビリティーズ（以下「サン・アビリティーズ」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 障害のある勤労者の教養及び文化の向上に関すること。

(2) 障害のある勤労者の体育の振興に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害のある勤労者の福祉の増進を図るため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 サン・アビリティーズの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 サン・アビリティーズの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用者等の範囲)

第5条 サン・アビリティーズを使用し、又は利用することができる者は、障害のある者並びにその介護者及び同伴者とする。ただし、当該使用又は利用に支障のない範囲内において、これらの者以外の者に使用させ、又は利用させることができる。

(使用許可)

第6条 サン・アビリティーズの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項（第18条第2項において準用する場合を含む。）、第8条並びに第18条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) サン・アビリティーズの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、サン・アビリティーズの管理運営上支障があると認められるとき。

（特別設備等の制限）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者又はサン・アビリティーズの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、サン・アビリティーズの施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくはサン・アビリティーズの設備に変更を加え、又はサン・アビリティーズに備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的にサン・アビリティーズの施設等を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第10条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、サン・アビリティーズの施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、サン・アビリティーズへの入館を拒否し、又はサン・アビリティーズからの退館を命ずることができる。

- (1) 第6条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（使用料）

第11条 サン・アビリティーズの施設等の使用料は、無料とする。ただし、第5条ただし書の規定により使用する場合の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の納付）

第12条 第5条ただし書の規定による使用者は、前条ただし書に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第6条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によりサン・アビリティーズの施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第15条 使用者及び利用者は、サン・アビリティーズの施設等の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第10条第2項の規定により使用許可等を取り消され、サン・アビリティーズの施設等の使用若しくは利用を停止され、又はサン・アビリティーズからの退館を命ぜられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第16条 使用者及び利用者は、サン・アビリティーズの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失

したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。
(遵守事項)

第17条 使用者及び利用者は、サン・アビリティーズにおいては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第18条 サン・アビリティーズにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第6条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(運営協議会)

第19条 サン・アビリティーズの事業に関する事項を協議するため、米子サン・アビリティーズ運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第20条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、サン・アビリティーズの管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 障害のある勤労者の福祉の増進を図るため必要と認められる事業の企画及び実施に関すること。

(2) サン・アビリティーズの施設等の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、サン・アビリティーズの管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(指定管理者による開館時間及び休館日の変更)

第21条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第4条第1項に規定する開館時間及び同条第2項に規定する休館日を変更することができる。

(指定管理者による使用許可等)

第22条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第6条から第8条まで、第10条及び第18条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者による使用料の收受等)

第23条 第20条の規定によりサン・アビリティーズの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第5条ただし書の規定による使用者は、第12条第1項の規定にかかわらず、使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、別表に定める金額（設備及び備付けの器具については、同表の備考第6項の規定により規則で定める金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として收受させる。

4 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が認める場合に限り、既に收受した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月25日条例第213号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における米子サン・アビリティーズの使用（この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。）に係る使用料について適用する。

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第15条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第7条第4号の規定は、施行日以後における米子サン・アビリティーズ（以下この項において「サン・アビリティーズ」という。）の施設、設備若しくは器具の使用又はサン・アビリティーズにおける改正後の条例第18条第1項各号に掲げる行為に係る許可（公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。）について適用する。

2 改正後の条例第10条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第15条の規定による改正前の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例第6条第1項又は第18条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第38号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラ

ザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表（米子市淀江和傘伝承施設条例（平成17年米子市条例第134号）第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の米子市弓浜コミュニティー広場条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第14条の規定による改正後の米子市公会堂条例別表の規定、第15条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第19条の規定による改正後の米子市元町パティオ条例別表の規定、第20条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表（米子市準用河川占用料徴収条例（平成17年米子市条例第137号）第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定、第28条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第35条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第38条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第39条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定並びに第40条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における施設、設備又は器具の使用又は占用（これらに相当する行為を含む。）に係る使用料又は占用料（その名称にかかわらず、これらに相当するものを含み、施行日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用する。

別表（第11条、第23条関係）

施設及び区分	使用料の額		
	午前9時から	正午から	午後5時から

		正午まで	午後5時まで	午後10時まで
体育館	専用使用の場合			1時間につき 330円
	部分使用の場合			1時間につき 160円
多目的室		330円	440円	440円
研修室		440円	550円	550円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 専用使用 体育館を一括して使用することをいう。
 - (2) 部分使用 体育館を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
- 2 体育館の使用料の算定に当たり、使用時間が1時間未満であるときのその使用時間及び使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 4 体育館の照明設備を使用する場合は、この表の規定により算出した使用料の額に、使用時間1時間につき、次の各号に掲げる体育館の使用の区分に応じ当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 専用使用 440円
 - (2) 部分使用 220円
- 5 多目的室又は研修室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合における使用料の額は、この表の規定（前項の規定を除く。）により算出した使用料の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を、当該使用料の額に加算した額とする。
 - (1) 冷房設備を使用するとき。 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用するとき。 100分の30
- 6 規則で定める設備及び備付けの器具の使用料の額は、その種類及び単位ごとに1回（入館から退館までをいう。）につき1,100円の範囲内において規則で定める。
- 7 電気を使用する設備、器具等を持ち込んで使用する場合は、この表の規定により算出した使用料の額に、当該設備、器具等の使用に係る電気料金相当額を加算する。

○米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例施行規則

平成17年3月31日規則第99号

改正

平成17年7月25日規則第172号

平成19年3月28日規則第15号

平成19年6月1日規則第29号

平成26年2月21日規則第2号

平成31年3月28日規則第8号

米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例（平成17年米子市条例第133号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第6条第1項若しくは第2項（条例第18条第2項において準用する場合を含む。）、条例第8条又は条例第18条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、米子サン・アビリティーズ使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）、米子サン・アビリティーズ特別設備等（変更）許可申請書（別記様式第2号）又は米子サン・アビリティーズ内制限行為（変更）許可申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

2 使用許可等の申請は、条例第5条本文に規定する者が使用する場合にあっては使用日前3か月から、同条ただし書に規定する者が使用する場合にあっては使用日前1か月から受け付けるものとする。

(許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可等をしたときは、米子サン・アビリティーズ使用（変更）許可書（別記様式第1号。以下「使用許可書」という。）、米子サン・アビリティーズ特別設備等（変更）許可書（別記様式第2号）又は米子サン・アビリティーズ内制限行為（変更）許可書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、米子サン・アビリティーズ使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第4号）又は米子サン・アビリティーズ内制限行為取消届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に關し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(設備器具の使用料)

第5条 条例別表の備考第6項の規則で定める設備及び備付けの器具の使用料の額は、1回（同項に規定する1回をいう。）の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(使用料の減免の申請)

第6条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、米子サン・アビリティーズ使用料減免申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により、同条第1号に該当する場合において、既に納付された使用料（以下「既納使用料」という。）を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。

2 条例第14条第2号の規定により、市長が特別の理由があると認めて既納使用料を還付する場合は、使用者が使用日前7日（体育館の専用使用の場合にあっては、使用日前1か月）までに使用の取消しを申し出た場合とし、既納使用料を還付する額は当該既納使用料の100分の80に相当する額の範囲内の額とする。

3 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、米子サン・アビリティーズ使用料還付申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第8条 条例第17条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第6条第3項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。
- (4) 米子サン・アビリティーズの施設、設備又は器具（第11号及び第12号において「サン・アビリティーズの施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) サン・アビリティーズの施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) サン・アビリティーズの施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

(運営協議会の組織)

第9条 米子サン・アビリティーズ運営協議会（以下「運営協議会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の会議)

第10条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月25日規則第172号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第15号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月21日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例施行規則別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する同表に規定する設備及び器具の使用料について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する当該使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日規則第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（米子市公会堂条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の米子市公会堂条例施行規則第7条、第2条の規定による改正後の米子市文化ホール条例施行規則第7条、第3条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例施行規則第7条、第4条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例施行規則別表及び第7条の規定による改正後の米子市弓浜コミュニティー広場条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における設備及び器具の使用に係る使用料（施行日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用する。

別表（第5条関係）

種類	単位	金額
放送設備	一式	1,100円
温水シャワー	1台	220円
バスケットボール用具	1組	550円
バレーボール用具	1組	220円
テニス用具	1組	220円
バドミントン用具	1組	110円
卓球用具	1組	110円
アーチェリー用具	1組	220円

別記

様式第1号（第2条、第3条関係）

（表面）

米子サン・アビリティーズ使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市長 様

団体名
申請者 住所又は所在地
代表者役職氏名
使用責任者
(電話番号)

次のとおり、米子サン・アビリティーズの使用（変更）許可を申請します。

使用目的						
使用日時	年 月 日	午前・午後	時	分から		
使用区分	1 体育館専用使用	使用者区分	1 障害者・介護者・同伴者	2 その他		
			1 勤労者	2 勤労者でない者		
	3 多目的室	使 用 人 員	人			
			一般・学生・生徒（高・中）・児童			
冷暖房設備	使用する・使用しない	体 育 館 照明設備	使用する（専用・部分）・使用しない			
使用種目	1 バレーボール 5 バドミントン	2 バスケットボール 6 アーチェリー	3 卓球 7 その他（ ）	4 テニス		
特別の設備・設備の変更・器具の持込み			1 する（ ）	2 しない		
施設使用料	円		納入年月日	年 月 日		
設備器具使用料	円		納入通知書番号			
体育館照明設備使用料	円		備考			
冷暖房設備使用料	円					
その他（ ）	円					
計	円					

米子サン・アビリティーズ使用（変更）許可書

上記の申請について、使用（変更）を許可します。

年 月 日

米子市長

印

許可条件

[教示文記載]

(裏面)

使用月日(曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
使 用 時 間	~	~	~	~
放 送 設 備	式	式	式	式
温水シャワー	台	台	台	台
バスケットボール用具	組	組	組	組
バレーボール用具	組	組	組	組
テニス用具	組	組	組	組
バドミントン用具	組	組	組	組
卓球用具	組	組	組	組
アーチェリー用具	組	組	組	組
設備器具の使用に係る総金額	円	円	円	円

米子サン・アビリティーズ特別設備等（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長　　様

団　体　名
申請者　　住所又は所在地
　　　　　　代表者役職氏名
使　用　責　任　者
　　　　　　（電話番号　　）

次のとおり、米子サン・アビリティーズの特別設備等の（変更）許可を申請します。

使　用　目　的							
使　用　日　時	年	月	日	午前・午後	時	分から	まで
年	月	日	午前・午後	時	分まで		
特別の設備・設備の 変更・器具の持込み の内容							

米子サン・アビリティーズ特別設備等（変更）許可書

上記の申請について、特別設備等を（変更）許可します。

年　月　日

米子市長

印

許　可　条　件	
---------	--

〔教示文記載〕

米子サン・アビリティーズ内制限行為（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長　　様

団　体　名
申請者　　住所又は所在地
　　　　　　代表者役職氏名
使　用　責　任　者
　　　　　　（電話番号　　）

次のとおり、米子サン・アビリティーズ内における制限行為（変更）の許可を申請します。

行為の目的 (行事の名称)						
行為の種別						
行為の日時	年　　月　　日	午前・午後	時　　時	分から	分まで	
行為の場所						
会場責任者	住　所					
	氏　名	(電話番号　　)				
行為の内容						

米子サン・アビリティーズ内制限行為（変更）許可書

上記の申請について、制限行為（変更）を許可します。

年　月　日

米子市長　　印

許可条件					
〔教示文記載〕					

米子サン・アビリティーズ使用（特別設備等）取消届出書

年　月　日

米子市長　　様

団　体　名
届出者　住所又は所在地
　　　　　代表者役職氏名
使　用　責　任　者
　　　　　（電話番号　　）

次のとおり、米子サン・アビリティーズの使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。

使　用　目　的 (行事の名称及び内容)							
使用を取り消す日時	年	月	日	午前・午後	時	分から	
	年	月	日	午前・午後	時	分まで	
使用を取り消す場所							
使用を取り消す理由							
使用を取り消す特別 設備等の内容							

米子サン・アビリティーズ内制限行為取消届出書

年　月　日

米子市長　　様

団　体　名
 届出者　　住所又は所在地
 代表者役職氏名
 使　用　責　任　者
 (電話番号　　)

次のとおり、米子サン・アビリティーズ内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。

行為の目的 (行事の名称)						
行為の種別						
行為の日時	年　月　日	午前・午後	時	分から		
	年　月　日	午前・午後	時	分まで		
行為の場所						
会場責任者	住　所					
	氏　名	(電話番号　　)				
行為の内容						

米子サン・アビリティーズ使用料減免申請書

年　月　日

米子市長　　様

団体名
 申請者　住所又は所在地
 代表者役職氏名
 ㊞
 使 用 責 任 者
 (電話番号)

次のとおり、米子サン・アビリティーズの使用料の減免を申請します。

使用目的						
使用日時	年　月　日	午前・午後	時	分から		
	年　月　日	午前・午後	時	分まで		
減免を申請する理由						
決 定 欄	(減免決定理由)	使　用　料	円			
		減　免　額	円			
		差引使用料	円			
		減免年月日	年　月　日			

米子サン・アビリティーズ使用料還付申請書

年 月 日

米子市長 様

団 体 名
 申請者 住所又は所在地
 代表者役職氏名
 ㊞
 使 用 責 任 者
 (電話番号)

次のとおり、米子サン・アビリティーズの使用料の還付を申請します。

使用目的						
使用日時	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで
還付を申請する理由						
決 定 欄	(還付決定理由)		既納使用料	円		
			還付額	円		
			差引使用料	円		
			還付年月日	年 月 日		